

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	伊勢市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）別表第1の3の項 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 （昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年11月1日条例第87号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、こども及び寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年11月1日条例第87号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の認定にかかる事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項4号伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の更新にかかる事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項4号伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	